

＜基幹相談支援センター設置に向けた取り組み状況について＞

現在、富津市では一般相談支援事業を相談支援センター天羽に委託している。一般相談支援事業を強化し基幹相談支援センターとして設置する場合の課題を現在の実施状況を踏まえた形で以下に示す（表 1）。また、直近 3 年間の相談件数の推移（表 2）とその内容の上位 3 位を以下に示す（表 3）。

表 1 基幹相談支援センターに求められる 4 つの機能と実施状況

機能	実施状況	強化のポイント
●総合的・専門的な相談支援の実施		
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種別を問わない各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援。 ・困難事例を含む個別対応、面接・訪問、関係機関調整。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門常勤の職員（社会福祉士）を市役所内相談室に配置。事業所内での確実な情報連携と、それに伴う支援内容の管理も実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常駐出来る体制を確保し、相談室での対応と訪問支援の双方の充実を図る。
●地域の相談支援体制の強化の取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する専門的指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会、事例検討会の開催等）。 ・総合支援協議会の運営の関与。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所連絡会を毎月開催し、事例検討、情報交換、制度・サービスの確認等を行っている。 ・総合支援協議会の事務局を一部受託している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所連絡会の内容の充実を図り（機関支援の強化）、市内各特定相談支援事業所を支援するとともに、研修会を開催するなど、その育成に寄与する。
●権利擁護・虐待防止への取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業の実施。 ・障がい者等に対する虐待を防止するための取り組み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の職能義務として実施。事業体制としては確立されていない。 ・総合支援協議会権利擁護部会への参画。 ・要保護児童対策地域協議会への参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の窓口課、社会福祉協議会と協働しケースに当たるとともに、総合支援協議会権利擁護部会に働き掛け予防支援・周知等の取り組みを促進する。

●地域移行・地域定着の促進の取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設や精神科病棟への地域移行に向けた普及啓発。 ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院との密な連絡体制の充実と、矯正施設を含めたケースへ積極的な介入をし、地域移行を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に精神科病院との実務者レベルでのケース対応を引き続き重ね、地域の資源を活用し、安定した地域定着の体制整備を行う。

表 2 直近 3 年間の相談件数の推移

年度	対応件数	対応実人数
H28 年度	717 件	148 人
H29 年度	855 件	182 人
H30 年度	1,128 件	265 人

表 3 直近 3 年間の相談内容の上位

年度	1 位	2 位	3 位
H28	福祉サービスの利用等に関する支援：246 件	不安の解消・情緒安定に関する支援：108 件	保育・教育に関する支援：76 件
H29	不安の解消・情緒安定に関する支援：108 件	保育・教育に関する支援：95 件	福祉サービスの利用等に関する支援：89 件
H30	就労に関する支援：139 件	健康・医療に関する支援：125 件	社会参加・余暇活動に関する支援：106 件

*なお、分類できない内容に**機関連絡調整**等雑多なものがあり、ここ 2 年は**最上位**を占める。(H28 年度：54 件、H29 年度：285 件、H30 年度：371 件)

表 1 から、基幹相談支援センターに期待されている役割については、現段階でも概ねその内容は実施されている。一方、人的配置と権利擁護・虐待防止への取り組みについては、更なる強化を要する。

表 2、表 3 からは、相談件数の増加傾向であり、その内容が多岐に渡ることが伺える。

専門的且つ、多岐に渡り、また、増え続ける相談に対応するには、職員の専門性の向上等の研鑽は欠かすことが出来ない。

「相談内容」は整理された状態で相談されることはなく、相談者や関係者と一緒に本来のニーズ・希望・願いを探索する過程を経て整理されていく。この過程

の支援は時間も手間も掛かり、見た目には分かりづらく評価されにくいことが難点であるが、この過程を丁寧に行うことで相談者や関係者へのスムーズな支援へと繋げることができることが推測される。

地域生活支援拠点事業における「相談」機能の充実と他の機能の有機的な事業の促進は、その核となる基幹相談支援センター機能の充実が必要不可欠である。